

第3期善通寺市国民健康保険 特定健康診査等実施計画（案）

平成30年度～平成35年度



平成30年3月

善通寺市

目 次

序 章 計画策定にあたって

1 計画の背景及び目的	1
2 計画期間	1
3 計画の性格	1

第1章 善通寺市の現状

1 国民健康保険被保険者の状況	2
2 生活習慣病の治療状況	2
3 特定健康診査及び特定保健指導の実績	4
3 第3期計画における考え方	7

第2章 特定健康診査・特定保健指導の目標値

1 国の目標値	8
2 善通寺市の目標値	8

第3章 特定健康診査等の対象者数及び実施者数

1 国民健康保険被保険者数の見込	9
2 特定健康診査の対象者	10
3 特定健康診査の受診者数の見込	10
4 特定保健指導の対象者	11
5 特定保健指導の対象者の見込	12
6 特定保健指導の実施者数の見込	13

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査の実施方法	14
2 特定保健指導の実施方法	17
3 特定健康診査・特定保健指導の流れ	18
4 特定健康診査・特定保健指導の年間スケジュール	19

第5章 個人情報の保護

1 個人情報の保護	20
-----------	----

第6章 実施計画の公表・周知

1 計画の公表・周知	20
------------	----

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 計画の評価及び見直し	21
--------------	----

序 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

近年では高齢化の急速な進展と生活習慣病の増加により、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっています。

生涯にわたって生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であり、喫緊の課題となっています。

これらを背景に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成20年4月より保険者は被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣に関する特定健康診査及び特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施することが義務づけられました。

善通寺市国民健康保険では、平成20年3月より第1期・第2期善通寺市特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導の実施により、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、また受診率の向上に対する対策や、健康的な生活習慣を市民に定着させるための取り組みを進めてまいりました。

「第3期善通寺市特定健康診査等実施計画」では、さらなる受診率向上と、KDB（国保データベース）システムのデータから本市における健康課題を分析し、被保険者の健康的な生活と医療費適正化のために策定する「第2期データヘルス計画」とともに、被保険者により効果的な保健指導を実施し、健康の保持向上及び生活習慣病の発症や重症化予防を目指します。

2 計画期間

第1期及び第2期は5年を1期としていましたが、医療費適正化計画が見直されたことを踏まえ、第3期からは6年1期とし、平成30年度から平成35年度の計画として策定します。

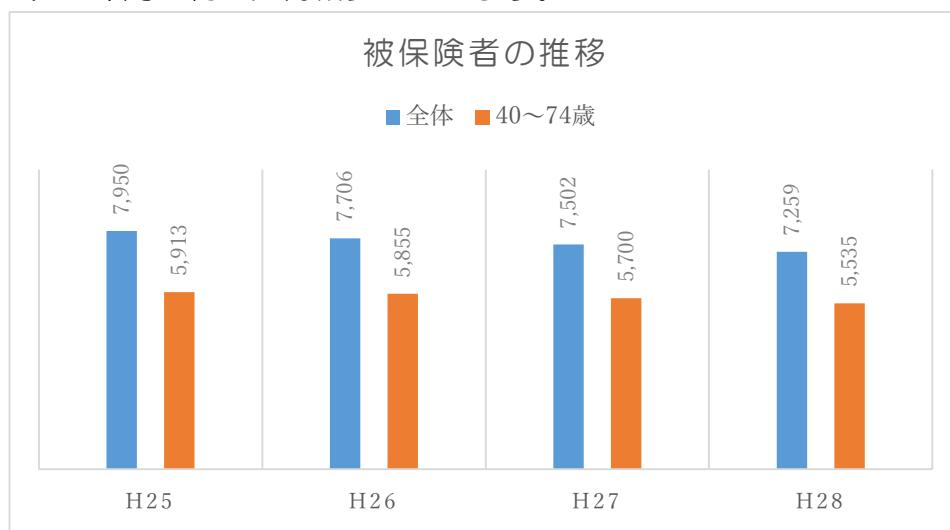
3 計画の性格

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条の規定による「特定健康診査等基本指針」に基づき、法19条において善通寺市が策定するものです。

第1章 善通寺市の現状

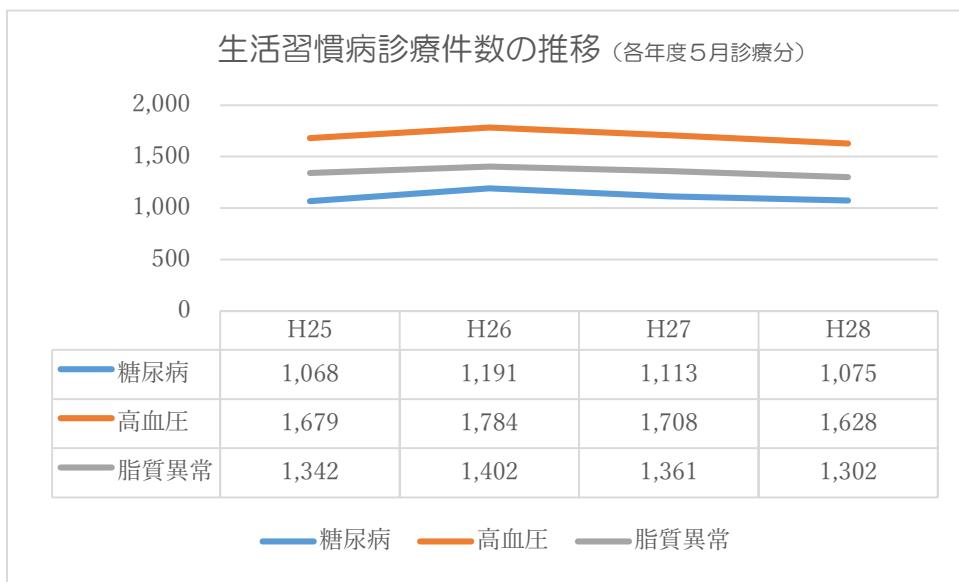
1 国民健康保険被保険者の状況

本市における国民健康保険の被保険者数は、平成25年度が7,950人、平成28年度が7,259人となっており、減少傾向にあります。その内、40歳から74歳の被保険者数は、平成25年度が5,913人、平成28年度が5,535人で、3年間で約9.0%減少しています。(国民健康保険事業状況報告書(事業年報)より)

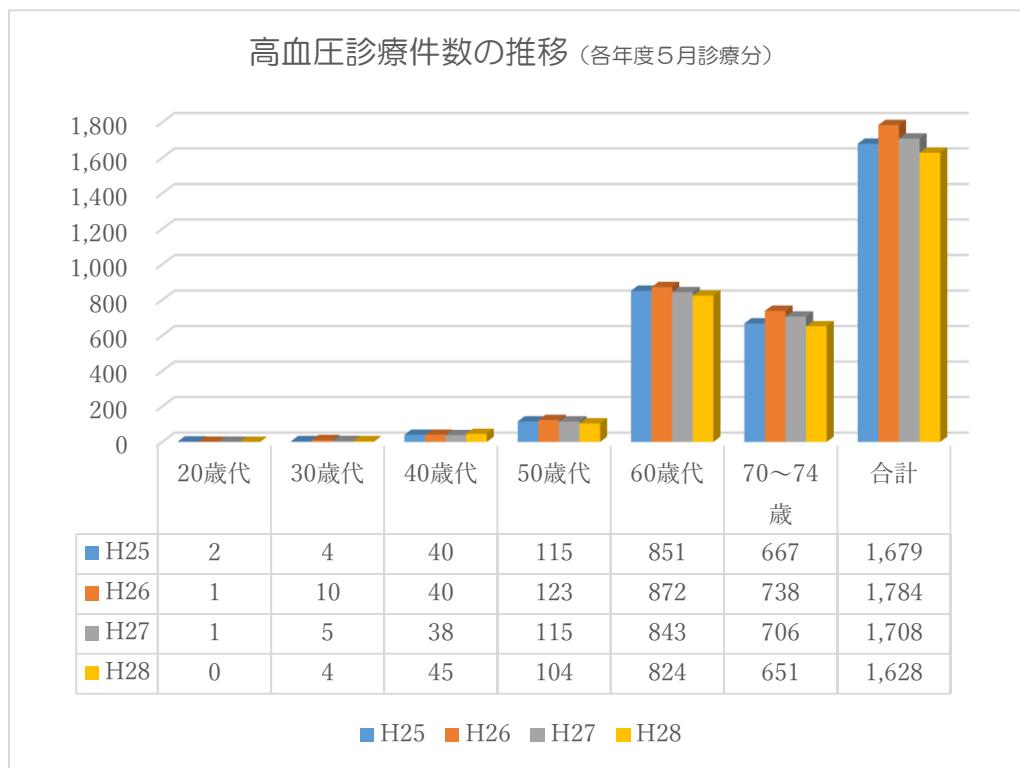
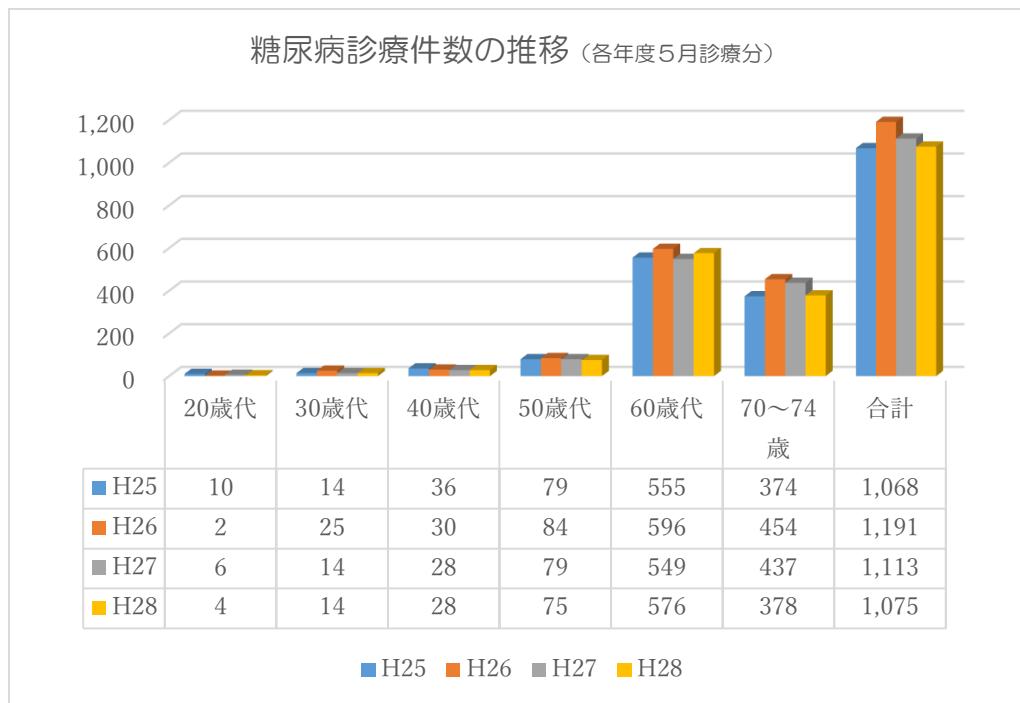


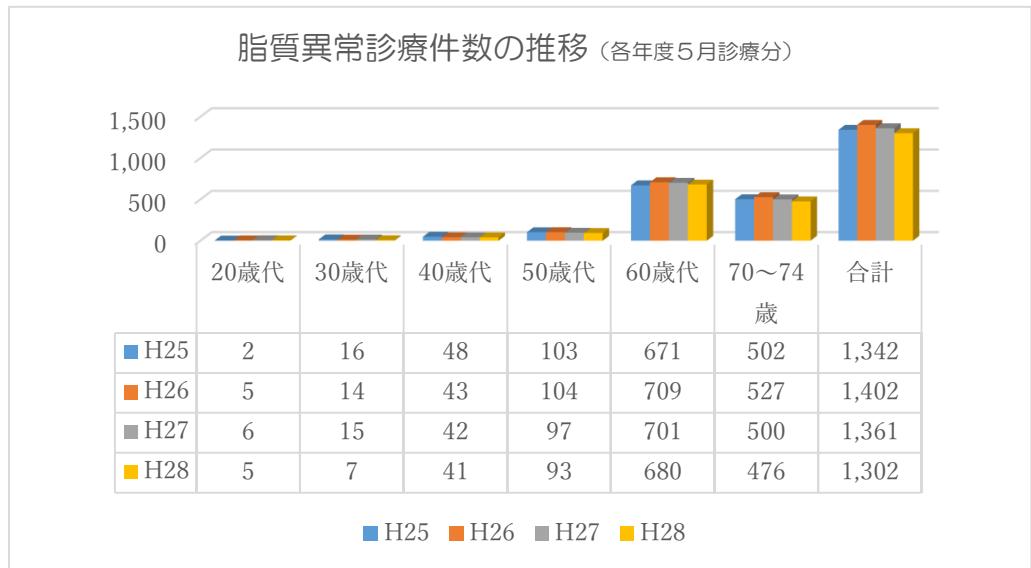
2 生活習慣病の治療状況

平成25年度から平成28年度までの40歳から74歳の方の診療件数(各年度5月診療分)をみてみると、生活習慣病といわれる糖尿病、高血圧及び脂質異常の件数はほぼ横ばい状態であり、被保険者数が減少傾向にあることを踏まえると、生活習慣病の診療が占める割合は増加傾向にあると考えられます。



また、平成 25 年度から平成 28 年度までの糖尿病、高血圧及び脂質異常の診療件数（各年度 5 月診療分）を年齢階層別に比較してみると、いずれの診療も 60 歳代で一気に増加し、70~74 歳（5 歳刻み）においても、60 歳代（10 歳刻み）の診療件数の半数以上の件数を示していることがわかります。





3 特定健康診査および特定保健指導の実績

(1) 全体

特定健康診査の受診率は、平成 24 年度では 38.9%、平成 25 年度では 38.8%、平成 26 年度では 41.4%、平成 27 年度では 42.0%、平成 28 年度では 43.2% となっています。平成 28 年度からはハガキによる受診勧奨に加え電話による受診勧奨に取組み、僅かながら受診率が向上しています。

また、特定保健指導の実施率は、平成 24 年度では 19.5%、平成 25 年度では 21.9%、平成 26 年度では 20.0%、平成 27 年度では 21.6%、平成 28 年度では 20.9% となっています。

特定健康診査・特定保健指導の法定報告数値

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標	特定健康診査	40%	45%	50%	55%	60%
	特定保健指導	35%	41%	48%	54%	60%
実績	特定健康診査	38.8%	41.4%	42.0%	43.2%	
	特定保健指導	21.9%	20.0%	21.6%	20.9%	
対象者数（4月1日）		5,505	5,320	5,186	5,011	
特定健康診査受診者数		2,135	2,203	2,176	2,165	
特定保健指導対象者数		274	275	292	282	
	動機付け支援	212	212	244	231	
	積極的支援	62	63	48	51	
特定保健指導終了者数		60	55	63	59	
	動機付け支援	49	45	49	53	
	積極的支援	11	10	14	6	

（2）特定健康診査実施方法

・健診方式

市内医療機関での個別方式による受診および地域の人間ドック実施医療機関における集団方式の受診のどちらかの選択により実施しました。

・健診の周知

第1期において取り組んだ市広報への掲載、市内8校区での健康推進員会の研修会および健康相談・健康教室等での広報周知、保健師による家庭訪問時の声かけ等に加え、各種イベントでの啓発用ティッシュの配布、また本市の健康増進計画キャラクター「キラリン君」を使用した啓発ポスターを作成し、市内約40箇所の公共施設・店舗等に掲示するなど、様々な場所や機会をとらえての広報周知に努めました。

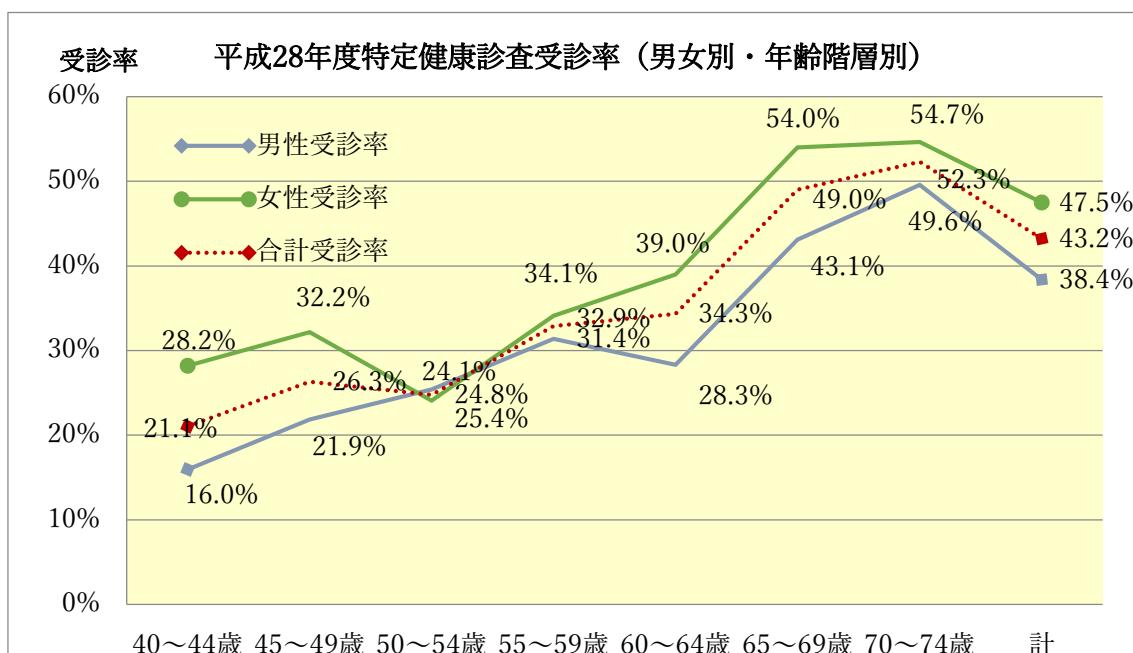
・他の検診との同時実施

各種がん検診と同時に受診できるように健診（検診）実施時期を同時期にし、特定健康診査受診券に各種がん検診の受診券を同封して郵送しました。

・未受診者への受診勧奨

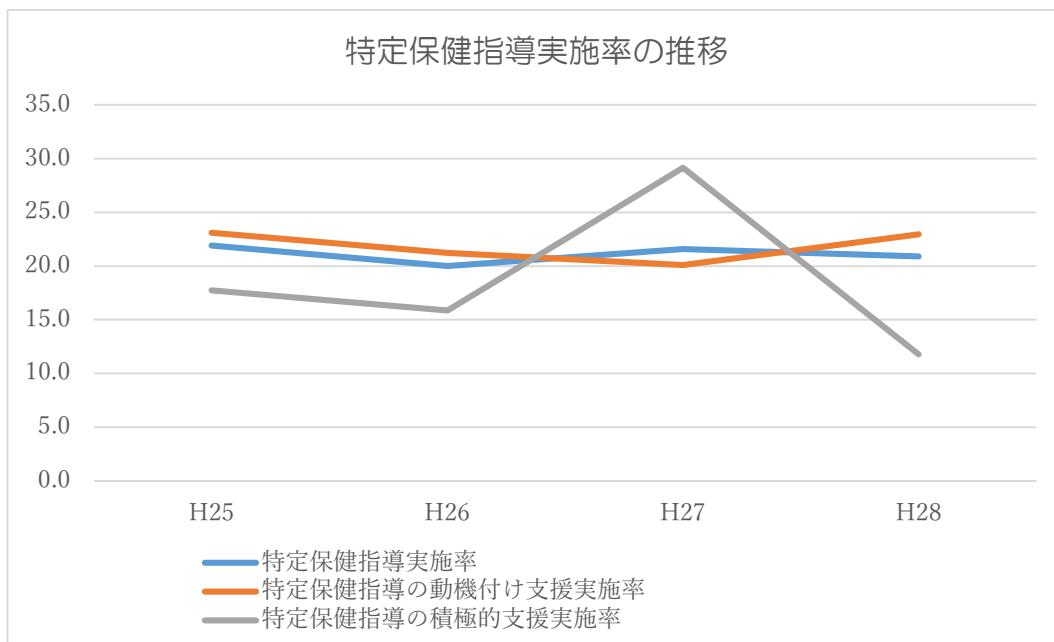
平成27年度以降はハガキ郵送による受診勧奨に取り組み、平成28年度以降はハガキ郵送以外に、電話による受診勧奨に取り組みました。

受診率の向上を図るためこのような取り組み実施したものの、平成24年度～平成28年度の特定健康診査受診率は38.8%～43.2%を推移し、第2期における目標の60%には達していません。また、平成28年度特定健康診査受診率（男女別・年齢階層別）のグラフをみると40歳～54歳までの受診率および男性の受診率が低い状況がわかります。

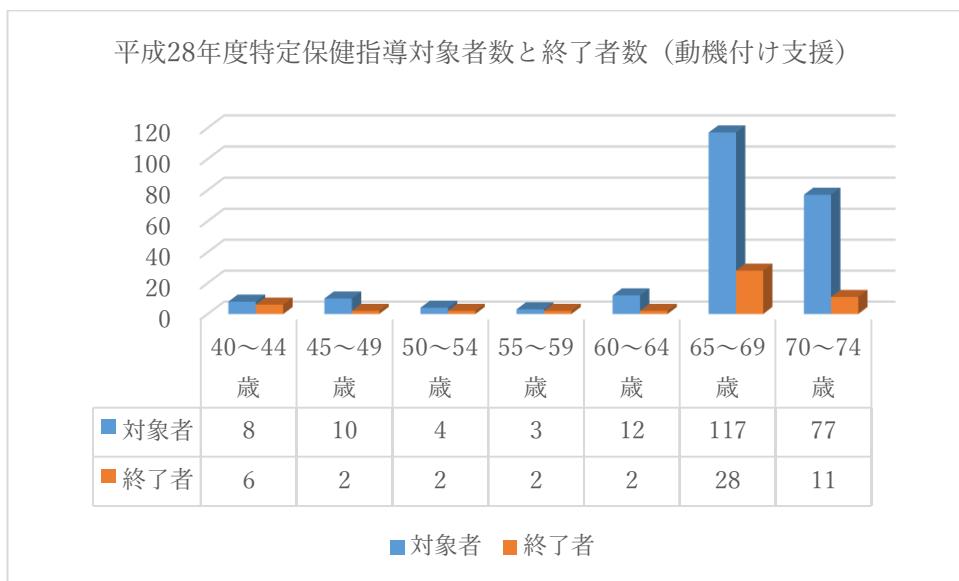


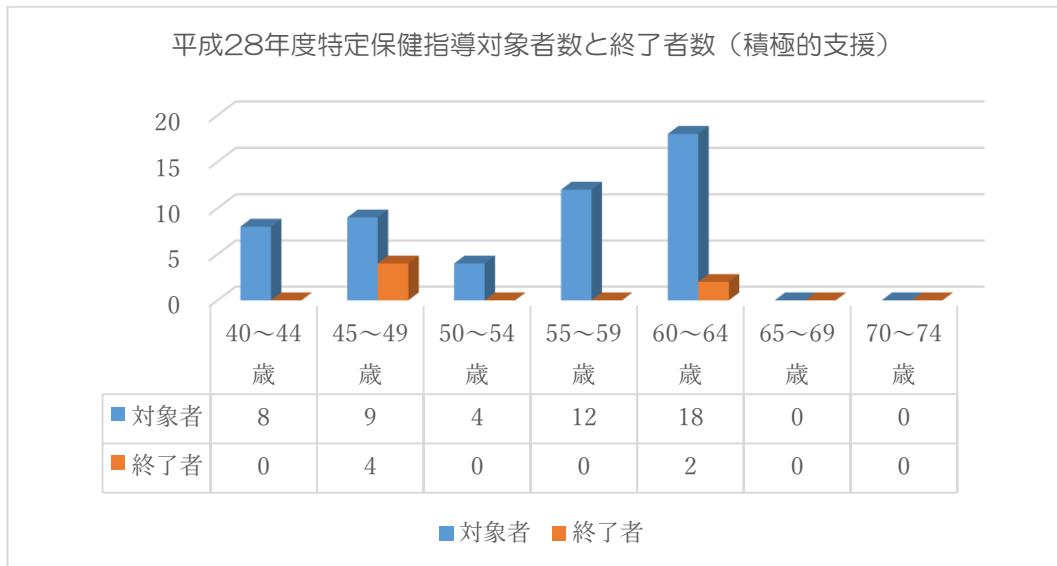
(3) 特定保健指導

特定保健指導は、直接方式で実施するとともに人間ドック実施医療機関 3 施設（平成 28 年度は 2 施設）に委託して実施しました。特定保健指導実施率は、直接方式と委託方式の併用を取り入れた平成 23 年度に 30%代に上昇しましたが、平成 24 年度以降は 20%前後を推移しており、第 2 期における目標 45%には達していません。



平成 28 年度特定保健指導の対象者数と利用者数を年齢階層別にみると、動機付け支援の対象者が多い 65 歳～74 歳、積極的支援の対象者が多い 40 歳～64 歳での実施率が低いことがわかります。





3 第3期計画における考え方

特定健康診査の受診率は、平成28年度は43.2%であり、第2期計画の最終目標の60%より16.8%低い結果となりました。受診率は、年齢によって差が見られる中で、40歳代50歳代の受診率が低く、特に男性の受診率が低い状況でした。平成27年度以降は、過去に特定健康診査の受診歴のある方で前年度未受診の方を対象にハガキによる受診勧奨を行ったところ、72名（平成28年度末）が受診されました。これに加えて平成28年度以降は、前年度未受診者を対象に電話による受診勧奨に取り組んだ結果、70名（平成28年度末）が受診されました。

特定保健指導の実施率は、平成28年度は20.9%であり、第2期計画の最終目標の60%より39.1%低い結果となりました。目標値が達成できなかった状況を踏まえ、平成27年度以降は実施医療機関との連絡会を定期的に行うなど、実施率の向上に向けた取り組みを始めています。

受診者が自身の健診結果を把握し、自己の身体状態を理解するとともに、生活習慣を見直すなど将来治療が必要な疾病にならないよう自己管理していくことや、健診結果によっては、早期に受診し適切な医療を受けることで、重篤にならないようにすることが重要です。

したがって、第3期計画では第2期計画において実施した各種がん検診との同時受診の方法を継続するとともに、受診率が低い年代を中心に未受診者に対する電話及びハガキによる受診勧奨を行い、隔年で受診する傾向のある者に対しては継続受診の勧奨を強化するなど、効果的な対策を講じることにより、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上を目指します。そして、生活習慣病の発症とその重症化を予防し国民健康保険の医療費適正化を図ります。

第2章 特定健康診査・特定保健指導の目標値

1 国の目標値

国の実施目標は、全国目標を保険者全体で達成するために、保険者種別ごとの目標値を示しています。市町村国保の目標値は、引き続き実施率の向上に向けて取組を進めていく必要があるため、第2期の目標値である特定健康診査受診率60%以上、特定保健指導実施率60%以上を維持します。

第3期計画の保険者種別ごとの目標

保険者種別	全国目標	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会 (船保)	単一健保	総合健保	共済組合
特定健診 受診率	70%	60%	70%	65% (65%)	90%	85%	90%
特定保健指 導 実施率	45%	60%	30%	35% (30%)	55%	30%	45%

2 善通寺市の目標値

善通寺市の第3期計画の目標は、国の特定健康診査等基本指針に掲げる参考基準をもとに、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率について各年度の目標値を次の表のとおりとし、平成35年度までに60%を達成することを目指します。

目標値

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診 受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健 指導 実施率	25%	32%	39%	46%	53%	60%
メタボリック シンドローム 該当者・予備 軍の減少率						25% (20年度 比)

第3章 特定健康診査等の対象者数及び受診者数

1 国民健康保険被保険者数の見込

平成 30 年度から平成 35 年度までの国民健康保険被保険者数及び特定健康診査の対象者数の見込は、次の表のとおりです。

(平成 33 年度まで KKDA 香川国保データ分析システムより、以降は推計)

被保険者数の見込（男女合計）

単位：人

年齢	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
0~74	7,258	7,202	7,153	6,959	6,890	6,807

被保険者数の見込（男性）

単位：人

年齢	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
0~39	853	837	824	809	800	789
40~44	193	188	184	181	178	176
45~49	197	204	211	207	210	211
50~54	155	153	151	157	158	159
55~59	167	168	169	167	167	167
60~64	345	327	310	310	301	295
65~69	817	779	739	706	678	653
70~74	848	894	940	901	914	919
合 計	3,575	3,550	3,528	3,438	3,406	3,369

被保険者数の見込（女性）

単位：人

年齢	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
0~39	729	713	698	687	678	668
40~44	139	136	133	130	128	126
45~49	165	170	175	172	174	175
50~54	131	130	129	133	134	134
55~59	209	202	197	196	193	190
60~64	432	420	408	398	390	382
65~69	914	856	799	777	743	714
70~74	964	1,025	1,086	1,028	1,044	1,049
合 計	3,683	3,652	3,625	3,521	3,484	3,438

2 特定健康診査対象者

特定健康診査の対象者は、実施年度の4月1日時点における被保険者であって、実施年度中に40歳から74歳となる者（実施年度中に75歳になる75歳未満の者も含む）で、かつ当該実施年度の一年間を通して加入している者（年度途中で加入、離脱等異動のない者）です。

3 特定健康診査対象者数及び受診者数の見込

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査の対象者数及び受診者数の見込は、次の表のとおりです。40歳から74歳のうち、病院又は診療所に長期入院している者及び施設に入所している者等を除外したものを各年度の対象者とします。

また、特定健康診査・特定保健指導の法定報告においては、実施年度の途中加入及び脱退者等の異動者を除外して報告するため、対象者を推計する上で、それらの者も除外します。平成24年度から平成28年の実績により、除外する者の割合を9.3%として対象者を推計し、各年度の受診率の目標を乗じたものが受診者数の見込となっています。

特定健康診査実施者数の見込（男女合計）

単位：人

年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～74	5,676	5,652	5,631	5,463	5,412	5,350
対象者	5,148	5,126	5,107	4,955	4,909	4,852
受診者	2,314	2,463	2,604	2,675	2,795	2,911

特定健康診査実施者数の見込（男性）

単位：人

年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～44	79	82	85	89	92	96
45～49	80	89	98	101	108	115
50～54	63	67	70	77	81	86
55～59	68	73	78	82	86	91
60～64	141	142	143	152	156	160
65～69	333	339	341	346	350	355
70～74	346	390	435	441	473	500
合計	1,110	1,182	1,250	1,288	1,346	1,403

特定健康診査実施者数の見込（女性）

単位：人

年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40~44	57	59	62	64	66	68
45~49	67	74	81	84	90	95
50~54	53	57	60	65	69	73
55~59	85	88	91	96	100	104
60~64	176	183	189	195	201	208
65~69	373	374	369	380	383	389
70~74	393	446	502	503	540	571
合 計	1,204	1,281	1,354	1,387	1,449	1,508

4 特定保健指導対象者

特定保健指導の対象者は、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、積極的支援、動機付け支援の階層化された者です。ただし、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の服薬中の者を除きます。

	追加リスク 血糖・脂質・血圧	喫煙歴	対象	
			40~64歳	65~74歳
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性)	2つ以上該当	あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当			
上記以外で BMI≥25	3つ該当	あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ以上該当			
	1つ該当			

- ・血糖：空腹時血糖値が 100 mg/dl または HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上。
やむを得ず空腹時血糖値以外の場合で、HbA1c を測定しない場合には
隨時血糖値が 100 mg/dl 以上であること。
- ・脂質：中性脂肪 150 mg/dl 以上または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満。
- ・血圧：収縮期血圧 130 mg/dl 以上または拡張期血圧 85 mg/dl 以上。

5 特定保健指導対象者数の見込

平成 30 年度から平成 35 年度の特定保健指導の対象者数の見込は、次の表のとおりです。平成 24 年度から平成 28 年度の実績から、定健康診査受診者数の見込に特定保健指導の対象者の割合(出現率)を動機付け支援 10%、積極的支援 3%と推計し、その率を乗じたものが対象者数の見込みとなって います。

特定保健指導対象者数の見込（男女合計）

単位：人

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
動機付支援	232	246	261	268	280	278
積極的支援	69	73	78	80	84	83
合計	301	319	339	348	364	361

特定保健指導対象者数の見込（男性）

単位：人

年齢	30 年度		31 年度		32 年度		33 年度		34 年度		35 年度	
	動 機 付	積 極 的										
40~44	8	2	8	3	9	3	9	3	9	3	9	3
45~49	8	2	9	3	10	3	10	3	11	3	11	3
50~54	6	2	7	2	7	2	8	2	8	2	8	2
55~59	7	2	7	2	8	2	8	2	9	3	9	3
60~64	14	4	14	5	14	4	15	5	16	5	15	5
65~69	33	10	34	10	34	10	35	10	35	11	34	10
70~74	35	10	39	12	44	13	44	13	47	14	48	14
合計	111	32	118	37	126	37	129	38	135	41	134	40

特定保健指導対象者数の見込（女性）

単位：人

年齢	30 年度		31 年度		32 年度		33 年度		34 年度		35 年度	
	動 機 付	積 極 的										
40~44	6	2	6	2	6	2	6	2	7	2	7	2
45~49	7	2	7	2	8	2	8	3	9	3	9	3
50~54	5	2	6	2	6	2	7	2	7	2	7	2
55~59	9	3	9	3	9	3	10	3	10	3	10	3
60~64	18	5	18	6	19	6	20	6	20	6	20	6
65~69	37	11	37	11	37	11	38	11	38	11	37	11
70~74	39	12	45	14	50	15	50	15	54	16	54	16
合計	121	37	128	40	135	41	139	42	145	43	144	43

6 特定保健指導の実施者数の見込

平成 30 年度から平成 35 年度の特定保健指導の実施者数の見込は、次の表のとおりです。特定保健指導対象者数の見込に特定保健指導の実施率の目標を乗じたものが実施者数の見込みとなっています。

特定保健指導実施者数の見込（男女合計）

単位：人

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
動機付支援	60	78	101	124	150	149
積極的支援	22	26	31	36	46	45
合計	82	104	132	160	196	194

特定保健指導実施者数の見込（男性）

単位：人

年齢	30 年度		31 年度		32 年度		33 年度		34 年度		35 年度	
	動機付	積極的										
40~44	2	1	3	1	4	1	4	1	5	2	5	2
45~49	2	1	3	1	4	1	5	1	6	2	6	2
50~54	2	1	2	1	3	1	4	1	4	1	4	1
55~59	2	1	2	1	3	1	4	1	5	2	5	2
60~64	4	1	4	1	5	2	7	2	8	3	8	3
65~69	8	3	11	3	13	4	16	5	19	6	18	5
70~74	9	3	12	4	17	5	20	6	25	7	25	7
合計	29	11	37	12	49	15	60	17	72	23	71	22

特定保健指導実施者数の見込（女性）

単位：人

年齢	30 年度		31 年度		32 年度		33 年度		34 年度		35 年度	
	動機付	積極的										
40~44	2	1	2	1	2	1	3	1	4	1	4	1
45~49	2	1	2	1	3	1	4	1	5	2	5	2
50~54	1	1	2	1	2	1	3	1	4	1	4	1
55~59	2	1	3	1	4	1	5	1	5	2	5	2
60~64	5	1	6	2	7	2	9	3	11	3	11	3
65~69	9	3	12	4	14	4	17	5	20	6	20	6
70~74	10	3	14	4	20	6	23	7	29	8	29	8
合計	31	11	41	14	52	16	64	19	78	23	78	23

第4章 特定健康診査等・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査の実施方法

(1) 実施形態等

(ア) 個別検診

- ① 実施場所は、仲多度・善通寺市医師会に所属している市内の医療機関とし、外部委託の選定基準は、実施基準に基づき厚生労働大臣が定める「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たす医療機関とします。
- ② 実施時期は6月から10月までとします。
- ③ 受診方法は、市から郵送された市内医療機関用受診券及び被保険者証を持参することとします。

(イ) 人間ドック

- ① 実施場所は、特定健康診査項目を満たす人間ドックが実施可能な医療機関とし、外部委託の選定基準は、個別検診と同じです。
- ② 実施時期は6月から2月までとします。
- ③ 受診方法は、市から郵送された申込書で希望する医療機関に申し込み、人間ドック用受診券及び被保険者証を持参することとします。

(2) 特定健康診査等業務の代行機関

特定健康診査に関するデータ管理等の業務を香川県国民健康保険団体連合会に委託します。市は、特定健康診査の実施結果を医療機関が電子データにして香川県国民健康保険団体連合会に送付することにより、受診者のデータを収集します。

(3) 特定健康診査等の結果の通知

医療機関から受診者に結果を通知します。

特定健康診査項目

区分	内容	
基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		BMI
		腹囲
	血圧測定	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール ※
詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）	肝機能検査	GOT
		GPT
		γ-GTP
	血糖検査 (いずれかの項目で実施)	空腹時血糖
		随時血糖
		ヘモグロビンA1c (NGSP値)
	尿検査	糖尿
		尿蛋白
	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
	心電図検査	
	眼底検査	
	血清クレアチニン検査 (eGFR)	

※ 中性脂肪が 400 mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合には、LDL コレステロールに代えて non-HDL コレステロールで評価してもよい。

詳細な健診項目

区分	内 容	
詳細な健診項目	貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
	心電図検査	当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が 140 mm Hg 以上若しくは拡張期血圧が 90 mmHg 以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者
	眼底検査	当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者 ④ 血圧 a 収縮期血圧 140 mmHg 以上 b 拡張期血圧 90 mmHg 以上 ⑤ 血糖 a 空腹時血糖 126 mg/dl 以上 b HbA1c (NGSP) 6.5% 以上 c 隨時血糖 126 mg/dl 以上
	血清クレアチニン	当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者 ① 血圧 a 収縮期血圧 130 mgHg 以上 b 拡張期血圧 85 mgHg 以上 ② 血糖 a 空腹時血糖 100 mg/dl 以上 b HbA1c (NGSP) 5.6% 以上 c 隨時血糖 100 mg/dl 以上

2 特定保健指導の実施方法

国は、効果的・効率的な保健指導の推進のため、特定保健指導実施方法の見直しにともない、初回面接から実績評価を行う期間の最低基準を6か月経過後から3か月経過後と短縮し、初回面接と実績評価の同一機関用件を廃止しました。

（1）実施形態等

（ア）個別健診

- ① 実施場所は、善通寺市内の施設で保健師及び管理栄養士による健康づくり講座を実施します。
- ② 実施時期は12月から翌年5月とし、対象者には郵送又は電話により案内します。

（イ）人間ドック

- ① 実施場所は、人間ドック実施医療機関に個別に特定保健指導を委託することにより、人間ドックで特定健康診査を受診した者については、特定健康診査受診医療機関で実施します。個別に特定保健指導を委託していない医療機関で特定健康診査を受診した者については善通寺市が実施します。
- ② 実施時期は6月から翌年8月とし、周知方法は人間ドックを受診したときに医療機関から案内します。

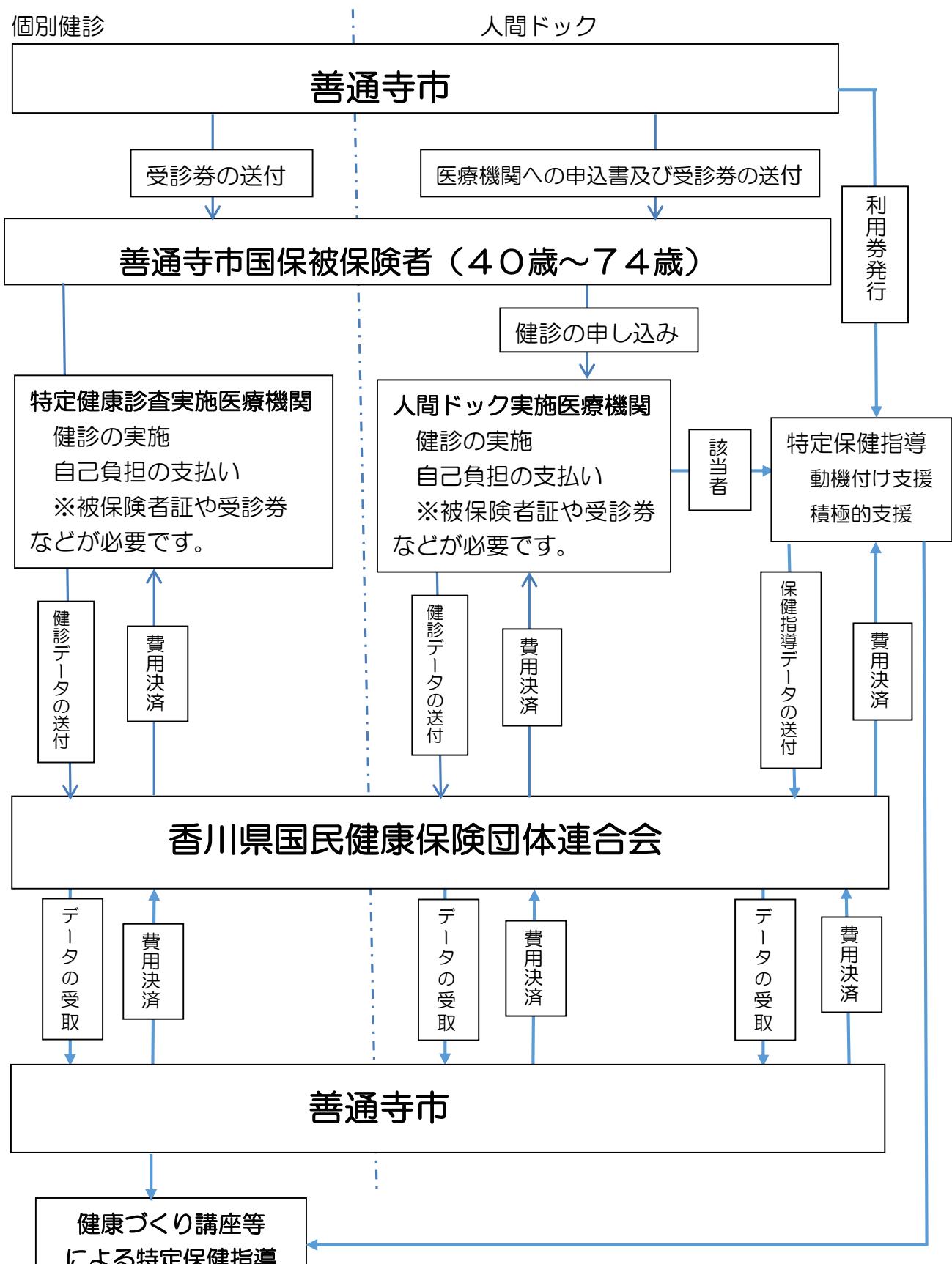
（2）特定保健指導業務の代行機関

特定保健指導に関するデータ管理等の業務を香川県国民健康保険団体連合会に委託します。市は、特定保健指導の実施結果を医療機関が電子データにして香川県国民健康保険団体連合会に送付することにより、受診者のデータを収集します。

（3）特定保健指導の結果の通知

医療機関から受診者に結果を通知します。

3 特定健康診査・特定保健指導の流れ



4 特定健康診査・特定保健指導の年間スケジュール

年	月	特定健康診査		特定保健指導		その他
		個別健診	人間ドック	直接実施	委託	
当年度	4月	対象者の抽出				
	5月	受診券送付	申込書申込書 受診券送付			
	6月	開始	開始		開始	啓発周知
	7月					
	8月	費用決済・健診データ受 取				未受 診者 受診 勧奨
	9月					
	10月	終了				
	11月					
	12月			開始		
	1月					
	2月		終了			
	3月					
翌年度	4月	対象者の抽出 翌年度				
	5月	受診券等送付 翌年度		終了		
	6月	開始 翌年度	開始 翌年度		開始 翌年度	
	7月					
	8月				終了	

第5章 個人情報の保護

1 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、個人情報保護関係法令ほか、「レセプト情報・特定健康診査等情報の提供に関するガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省保険局決定）」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（厚生労働省平成22年9月17日改正）」等に基づき、適切に実施します。

（1）記録の保存方法

被保険者が、自身の健康情報を活用し、健康づくりに役立てるための支援を行うことができるよう、健診結果や質問票、アセスメント、保健指導、フォローなどの内容、記録は電磁的方式により、経年的に保管・管理します。

（2）記録の保存体制及び保存年限

医師会、健診機関、保健指導機関等の委託事業者から提出された特定健康診査・特定保健指導結果のデータは、香川県国民健康保険団体連合会に管理・保管を委託します。同時に市の健診システムに保存します。保存年限は、原則5年とします。

（3）関係団体・事業者等の監督

特定健康診査・特定保健指導に携わる委託事業者に対しては、情報の使用範囲、取り扱いについて、契約書などへの明記を徹底するとともに、常に契約遵守状況の管理を行います。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 計画の公表・周知

（1）公表方法

特定健康診査等実施計画を策定し、又は変更したときは、市広報やホームページへ掲載するなど、遅滞なく公表します。

（2）趣旨の普及啓発

特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率を高めるため、市広報やホームページ等を活用した啓発を行うとともに、医師会をはじめ実施医療機関や健康推進員などと連携を図りながら、事業の周知・啓発に取り組んでいきます。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

1 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

計画期間の4年目の中間評価と、最終年度の最終評価は以下の項目により、分析・評価し、今後の課題と取り組みを検討します。

（1）特定健康診査・特定保健指導の実施結果、目標値の達成状況

特定健康診査・特定保健指導の実施状況と併せて、メタボリックシンドロームの該当者・予備群における特定保健指導対象者の減少率も結果をまとめます。

（2）医療費等の分析

特定健康診査対象年代の生活習慣病にかかる医療費、医療費の上位疾病等についてデータ分析を行い、取り組みの評価及を行います。

（3）特定健康診査・特定保健指導結果の分析

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率から、今後の課題について分析します。

（4）分析データ

医療費分析、特定健康診査・特定保健指導結果の分析に使用するデータについては、香川県国民健康保険団体連合会と連携して結果データを集計し、課題の抽出を行います。

（5）国民健康保険運営協議会への報告

作成した評価書については、国民健康保険運営協議会に報告し、協議会の意見を聴いて計画の見直しを行うこととします。

第3期善通寺市国民健康保険特定健康診査等実施計画

発行年月 平成30年3月
発 行 善通寺市
善通寺市保健福祉部保健課
〒765-8503
善通寺市文京町二丁目1番1号
TEL 0877-63-6308
FAX 0877-63-6368
e-mail hoken@city.zentsuji.kagawa.jp